

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 83 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2022 年 5 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

秘匿特権の確保・維持（訴訟・紛争解決）

[Japan Practice 紹介サイト](#)



豪州では、日本と異なり、依頼者と弁護士との間のやり取りは、一定の条件の下で秘匿特権（legal professional privilege、または client legal privilege）の対象となり、裁判所等に対する強制的な開示を拒否することができます。秘匿特権は、依頼者から弁護士への完全・率直な情報の開示を奨励することで、司法の適正な運営を促進することを目的としており、(1)依頼者と弁護士（企業内弁護士を含む）の間、または依頼者（もしくは弁護士）と第三者との間で、口頭・書面を問わず、秘密になされたやり取りがあり、(2)そのやり取りが、法的助言の提供・受領や法的サービスの提供、または実際の訴訟や合理的に想定される訴訟を主な目的として生じた、という要件を共に満たす場合に適用されます。ただし、秘匿特権は、いったん生じても、明示・黙示に放棄された場合は失われてしまいます。たとえば、第三者との間で法的助言について言及すると、秘匿特権の放棄とみなされる可能性があるため、注意が必要です。

本稿では、秘匿特権の概要について解説した上で、秘匿特権を確保・維持するための注意点を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

条件遵守の報告と違反の罰則（外国投資）

外資買収法（Foreign Acquisitions and Takeovers Act）上、財務大臣が外国投資提案を承認する場合、一定の条件を付することがあります。外国投資家は、そこで課された条件の遵守状況について、定期的な独立監査を行うなどして報告する必要があります。条件違反に対しては、民事制裁金や刑事罰を含む重大なペナルティが科される可能性があります。

本稿では、外国投資に課された条件の遵守状況の報告義務や違反に対するペナルティについて概説した上で、ペナルティによる抑止効果に着目した最近の裁判例（Commissioner of Taxation v Balasubramaniyan [2022] FCA 374）を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

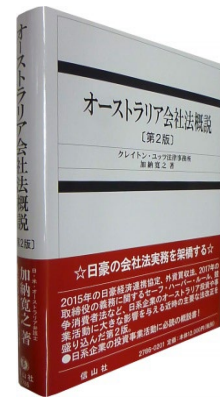
オーストラリア連邦総選挙における労使関係の争点（労働法）

2022年5月21日にオーストラリア連邦総選挙が行われます。今回の総選挙では、現政権の保守連合（自由党および国民党）も労働党も、労使関係の改革を公約の中心に置いてはいませんが、選挙活動の過程で、労働問題についての議論も盛り上がりを見せています。労働党は、フェアワーク法の改正を含む様々な改革を提案しており、雇用の保障に重点を置き、カジュアルやその他の不安定な雇用による搾取の阻止と男女間の賃金平等を掲げています。保守連合は、新規雇用の創出と経済強化の継続を訴える一方、オムニバス法案（労使交渉の合理化や労使裁定の柔軟化を目指していたもの）に含まれていたいくつかの改革を復活させるとしています。

本稿では、労働党と保守連合それぞれの公約を紹介し、総選挙後に想定される労使関係の改正を概観します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

AIは「発明者」となるか（特許法）

2021年7月にオーストラリア連邦裁判所の第一審が人工知能（AI）も特許法上の「発明者」となり得ると判示し、世界的な注目を集めていましたが、2022年4月、オーストラリア連邦控訴裁判所は、第一審の判断を覆す判決を下しました（Commissioner of Patents v Thaler [2022] FCAFC 62）。本判決は、法令の文言や立法の経緯等を踏まえ、AIは「発明者」となることはできないと判断しました。また、本判決は、AIと発明を巡っては、AIが「発明者」に含まれるように特許法の定義を改める必要があるかや、その場合誰に特許権を与えるべきかといった多くの重要な論点があることを指摘したうえで、これらの問題は裁判所による法令解釈ではなく立法により対処すべきであることを示唆しています。

本稿では、本判決の内容を概説したうえで、AIを用いて発明を行った場合に誰が「発明者」となるのかを検討します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

NSW州における印紙税の改正法案（税務）

2022年5月11日、State Revenue and Fines Legislation Amendment (Miscellaneous) Bill 2022（以下「本法案」）が、NSW州議会の両院で可決されました。本法案は、Duties Act（NSW州法）について、近年租税回避に用いられていたループホールをふさぐことや解釈を明確化すること等を目的としたものです。たとえば、現行法では、課税対象不動産の信託受益権の移転があっても、不動産自体の所有権の移転を伴わなければ、印紙税は発生しません。この点について、本法案では、課税対象不動産の受益権が移転する取引を広く印紙税の対象とすることが提案されています（VIC州法と同様のルールとなります）。また、課税対象不動産についての信託宣言も印紙税の対象ですが、既に生じている信託関係を確認するにすぎない宣言も課税対象なのかが不明確であった（これを否定する判決も出ていた）ので、本法案はこのような場合も課税対象となることを明確化しました。

本稿では、上記を含めた本法案の概要を紹介し、納税者が注意すべき点を解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

講演のご報告：「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」（2021 年 8 月 31 日）

加納弁護士が、2021 年 8 月 31 日に「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、ブリスベン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

ウェビナー開催のご報告：「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021 年 6 月 22 日）

加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021 年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料は[こちら](#)の[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、[こちら](#)の[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

最近の出版物等

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール：kpriestly@claytonutz.com



外国資格実務家 梶原康平
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：kkajiwara@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com